

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書提出にあたっての確認書

この制度の適用を受けるためには、指定された地域において事業所の設置・整備を行い、それに伴い対象地域の求職者を常用労働者として雇入れることが基本になります。

また、別紙リーフレット「地域雇用開発助成金支給申請の手引き」にあるとおり、この奨励金は地域における求職者の雇用環境の改善を目的としており、事業主の開業支援を目的としたものではありません。雇入れに係る労働条件等が当該地域の雇用構造の改善に資すると認められなければ支給を受けることができません。

この他にも下記に事業主留意事項として重要な個所を示してありますのでご確認ください。

なお、ご不明な点、記載されていないような特殊なケースの雇用・整備については事業所独自の判断をせず、必ず労働局へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

1. 計画書の変更及び撤回について

法人の合併、法人名または事業所名を変更、法人の代表者名に変更、申請事業主の住所又は事業所の所在地に変更があった場合等、計画書の内容を大幅に変更する時は変更届(地様式第5号)の提出が必要です。

計画書の変更は完了予定日の前日までに行って下さい。

事業所の分割、統合があった場合には、新たな事業所について計画を提出し直す必要があります。

計画書は、完了予定日の前日までに取下げができ、計画書取下げ届（地様式第7号）を提出してください。

2. 留意事項

①対象となる事業所

- ・本助成金は、設置・整備を行う事業所が、雇用保険の適用事業所となる場合に対象となります。したがって、事業所が雇用保険の事業所非該当施設である場合は助成対象になりません。
- ・他に国の補助金等(地方公共団体等を通じた間接補助を含む)の交付を受けているまたは、受けようとしている施設・設備については書類の提出があった場合に限り、その補助金等の交付額を差し引いた額が経費の算定対象として認められます。
- ・地域雇用開発助成金・雇用調整助成金等を受給中の事業所は新たな計画を提出できません。
- ・有期の事業は本助成金の対象になりません。

②法定帳簿類の備え付けと提出及び義務・現地調査等

- ・労働関係帳簿類（労働者名簿・出勤簿・賃金台帳・就業規則等）及び会計帳簿類（現金出納簿・総勘定元帳等）を備え、申請時の審査及び臨時の検査や会計検査院が実施する会計実地検査の際に、帳簿等を速やかに提出する事業主に限り支給対象となります。

※ 帳簿類は支給終了後も5年間は整理・保管してください

- ・労働局・ハローワークが行う、事業所の実地調査に協力的な事業主に限り支給対象となります。

※ このことについて非協力的な場合、助成金の支給はできません。

③対象となる労働者

- ・採用時に継続して雇用する労働者（常用労働者）として雇い入れた者
※雇用期間が限定された労働者・雇用保険の被保険者とならない労働者（雇用実態が伴わないものを含む）は該当しません。また、被保険者とならない短時間パートやアルバイト等として採用された後に常用労働者へ移行した者・トライアル雇用を実施した者も対象となりません。

- ・地域に居住する求職者である者

雇い入れ日（移転求職者の場合は完了日）時点において、地域に居住する求職者であること。（地域に居住する求職者については、地域雇用開発助成金支給申請の手引き参照）

（雇い入れ日現在の住所が確認できる住民票の提出が必要です）

- ・計画日から完了日までの間の雇入れた者
計画書提出前の雇入れは対象になりません
- ・新規学卒者等は対象労働者数の1/3まで対象労働者とすることができます。
(学校紹介の場合、地域雇用開発奨励金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している学校であること)
- ・社会保険の被保険者については、資格取得日が、雇用保険の資格取得日と一致しない場合、対象となりません。(1週間の労働時間が30時間未満等で社会保険の加入要件を満たさない場合は不要)
対象労働者以外の者でも、加入要件を満たす者は全員被保険者にすることが必要です
- ・就業場所が、設置・整備の行われた事業所である者
- ・公共職業安定所、地域雇用開発奨励金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇入れられた者
- ・継続して雇用すること(対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることをいう)が確実である者

④対象とならない労働者

- ・過去3年間に、計画書提出事業主の事業所および関連事業所において雇用されていた者(短期アルバイト・出向・派遣・請負を含む)、あるいは職場適応訓練等を受けたことがある者
- ・資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間(親会社・子会社間、取締役会構成員が重複している等)で行われる雇入れに係る者
- ・公共職業安定所等紹介又は有料・無料職業紹介事業者の紹介が必要ない者(廃止・譲渡等の事業所の従業員を引き継ぐ場合、従業員・知人等からの紹介により雇入れられた場合、事業主・役員等の親族・知人、事業主等と前職が同じ場合等)
- ・公の施設の管理(指定管理者制度等)に係る者

⑤就業場所

- ・設置・整備の行われた事業所を就業場所とすること
別の事業所や非該当施設での雇用は対象になりません
雇入れ後、他の事業所への配置換えや研修等を行う場合は事前にご連絡ください
- ・対象労働者を雇入れた後、完了日までに離職した場合は対象になりません

⑥整備・費用関係

- ・計画日から完了日までの間に設置・整備を行う事業主であり、その費用の合計が300万円以上であること及び動産、不動産が完了日において事業の用に供されると認められること
- ・見積書・契約書(請書は不可)・引渡書・請求書・領収書等の一連の流れが明確にわかる書類が整備されていること

・設置、整備の概要

不動産の新設、増設

動産の購入

賃借費用(リース等)を申告する場合は事前にご相談ください。

(賃借費用にあつては契約期間が1年以上あり、計画書提出日から完了日までの間(最大1年分)に実際に支払った賃借費用が20万円以上の場合が対象となります)

・設置・整備費用の範囲

共通事項 ⇒ 計画日から完了日の間に動産、不動産の引き渡しが行われ、かつその間に実際に支払済の費用(小切手・手形は決済が完了した日を支払い日とみなす)。

引き渡しの前後に建物の登記がなされた場合、登記の日付が計画日から完了日

の間になければ、設置・整備費用としては認められません。また、完了日までに解約・売却を行った場合も対象となりません。

不動産 ⇒ 1契約が20万円以上であること

事業主名義（法人の場合は法人名義）で不動産登記又は賃貸借契約されていること。

※ 未登記，事業主以外の名義での登記等は費用に該当しません

動産 ⇒ 1点の購入費用が20万円以上であること

※ 除外対象となる主な整備・費用

原材料・消費財・土地（購入費用、賃貸費用）・福利厚生施設・保険料・税金・無形固定資産（工業所有権・専有権・営業権・ソフトウェアなど）・フランチャイズ等の加盟料・雇用構造の改善に役立ったとは認められない動産

* 但し，土地造成費・設計管理費・消費税は対象になります

⑦設置・整備の費用として認められない場合

- ・ 事業主が自ら工事を行って要した費用
- ・ 店舗付住宅など事業主等の自宅と一体となっている施設又は設備の新設，増設，購入又は賃借に要した費用
- ・ 事業主と密接な関係にある以下の表に該当する関係間による取引

法人の場合	個人事業主の場合
① 当該法人の代表者	⑪当該個人事業主
② 当該法人の代表者が代表者の法人	⑫当該個人事業主が代表者の法人
③ 当該法人の代表者の配偶者	⑬当該個人事業主の配偶者
④ 当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人	⑭当該個人事業主の配偶者が代表者の法人
⑤ 当該法人の代表者の3親等以内の親族	⑮当該個人事業主の3親等以内の親族
⑥ 該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人	⑯当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人
⑦ 該法人の取締役等	⑰計画日の前日から1年前の日から、当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主
⑧ 該法人の取締役等が代表者の法人	⑱当該個人事業主の関連事業主
⑨計画日の前日から1年前の日から、当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主	
⑩当該法人の親会社、子会社及び関連会社	

- ・ 申請者以外の名義での支払や登記等（法人で申請したが代表者個人で支払う場合等）
- ・ 他に国からの補助金等を受けている場合（必要な書類の提出がない場合）
- ・ 賃貸用の施設（例：特別養護老人ホームの住居部分や雇用拡大見込みのない共用部分等）
- ・ 公の施設・設備（地方自治法第244条第1項に規定するもの）

⑧支給額

- ・ 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた対象労働者の人数が3人（創業は2人）以上であるものに対して，その設置・整備費用及び対象労働者の数に応じて別表に定める額を1年ごとに3回支給する。
- ・ 中小企業事業主の場合は，第1回目の支給時に1回あたりの支給額の1/2を上乗せして支給する。
- ・ 創業の場合は，第1回目の支給時に1回あたりの支給額の1/2を上乗せして支給する。
- ・ 計画日の前日と比較した完了日時点の被保険者の増加人数が，計画日から完了日までの間に雇い入れられた対象労働者の要件を満たす者の数よりも少ない場合は，計画日の前日と比較した完了日時点の被保険者の増加人数を対象労働者の数とする。

設置 整備 費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48、60万円 (50万円)	76、96万円 (80万円)	143、180万円 (150万円)	285、360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57、72万円 (60万円)	95、120万円 (100万円)	190、240万円 (200万円)	380、480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86、108万円 (90万円)	143、180万円 (150万円)	285、360万円 (300万円)	570、720万円 (600万円)
5,000万円以上	114、144万円 (120万円)	190、240万円 (200万円)	380、480万円 (400万円)	760、960万円 (800万円)

※創業する事業主の1回目については、括弧内の金額を支給

※創業する事業主以外、または創業する事業主の2回目以降の支給については、生産性の向上が認められる場合は表の右側の金額（そうでない場合は左側の金額）を支給

⑨中小企業事業主

中小企業事業主に該当するかどうかの判断は、「主たる事業」ごとに「A資本金の額又は出資の総額」又は「B企業全体で常時雇用する労働者の数」によって行い、A、Bどちらかの基準に該当すれば、中小企業事業主となります。（要件を満たしていない場合は、通常の実業主として取り扱います。）

ただし、資本金を持たない事業主は「B企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。

（例）個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合

主たる事業	A資本金の額又は出資の総額	B常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

⑩創業

・ 次のイからリのいずれにも該当する事業主は、創業として取り扱う。

イ 新たに法人の設立又は個人事業を開業し、完了日の前日までに雇用保険の適用事業主となる事業主であること。

ロ 完了日時点において中小企業事業主であること。

ハ 法人の設立又は個人事業の開業をした日（以下「創業基準日」という。）の前日から起算して2か月前の日から、創業基準日から起算して2か月を経過する日までの間に計画書を提出する事業主であること。

ニ 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと。

ホ 当該法人の代表者又は個人事業主が、創業基準日から過去3年以内に法人の代表者又は個人事業主であった者でないこと。

ヘ 当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数が他の事業主の取締役会その他これに準ずる機関の構成員でないこと、又は取締役会その他これに準ずる機関の構成員であった者でないこと。

ト 次のいずれかに該当し営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人又は開業された個人事業であると判断されないこと。

(A) 屋号が同一である

(B) 取引先（顧客を含む）が引き継がれていること

(C) 商品・メニュー等が同一であること (D) 労働者が引き継がれている
ち 創業基準日から、専ら当該法人等の業務に従事するものであること。

⑪地域の雇用構造の改善に資すること

以下に該当する場合は支給されない場合があります。

- ・高年齢者、障害者等の雇入れを拒んだ場合（高齢者の継続雇用制度がない、障害者雇用率未達成等）
- ・求人条件が他の事業所と比べ著しく悪い場合
- ・離職率が高い場合
- ・労働保険および社会保険に加入していない場合
- ・労働基準法や高年齢者雇用安定法をはじめとする労働関係法令等違反
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する「風俗営業」又は「性風俗関連特殊営業」及び、事業主、役員及び従業員等のうちに暴力団員に該当する者のある事業所等、設置・整備の事業所の内容が地域内の雇用構造の改善に資すると認められない場合

等があります。不明な点等は鹿児島労働局へご確認ください。

⑫2回目以降の継続支給要件について

・完了届が1回目の支給申請となり、その後継続支給要件を満たせば1年毎に計3回支給を受けられます。
(助成額は1回目で決定され、2回目、3回目に金額が変動することはありません。創業を除く)

※第2回に継続支給要件を欠いた場合は、第3回についても雇用奨励金は支給されません。

『継続支給要件』（次のイ及びロ及びハのいずれも満たすこと）

イ. 被保険者数の維持

完了日における被保険者数を、各支給時期（完了日の1年、2年後の対応日）において下回っていないこと。

ロ. 対象労働者の雇用の維持

- ・完了日における対象労働者数が、支給時期において下回っていないこと。
(対象労働者が退職した時(ただし、解雇等の場合は不支給)は、下記による定められた方法により補充されている場合に限り、対象労働者の数が維持されていると判断されます。)

ハ. 対象労働者の定着

対象労働者及び補充者のうち、第2回又は第3回の支給基準日において離職している者の延べ人数が、完了日時点の対象労働者の数の1/2を超え、かつ、4人以上の場合は、補充者の雇入れにより対象労働者数を維持していたとしても、当該支給基準日に係る地域雇用開発奨励金は支給しません。

補充者の雇入れ方法

- (1) 被補充者が就業しなくなった日から、起算して4ヶ月以内に補充者を雇い入れていること（被補充者の退職日が前もって決定している場合、退職前1ヶ月以内であれば補充者を雇い入れても問題なし。ただし、被補充者からの退職願が提出された後の雇い入れでなければ不可）

※補充者の職種は、基本的に被補充者と同じである必要があります。

※補充者は対象労働者と同様に「地域求職者・被保険者・就業場所・過去3年以内の雇用歴がないこと・社保加入 等」の条件を満たす必要があります。

※補充者についても縁故採用者等は対象者となりませんので、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れる必要があります。

※対象労働者を雇い入れても支給時期に被保険者数の維持がなければ支給されません。

※次の場合は、労働者数の維持がなされているとはみなされませんので早急に補充をしてください。

- ・雇用保険被保険者が週20時間未満のパートになる等条件を満たさなくなった時
- ・設置・整備のあった場所で就業しなくなった時
- ・離職、他の事業所への配置転換、出向等

⑬その他の留意事項

- ・事業所設置，取得届の提出 → ハローワークの雇用保険適用窓口
未設置事業所は労働者を雇入れ後，遅滞なく事業所設置届を提出して下さい。
(事前に労働基準監督署へ労働保険の成立届を提出する必要があります。)
ただし，事業所設置年月日は完了日以前でなければなりません。
労働者を雇入れた時は翌月の10日以内に取得届を提出しなければなりません
- ・会計帳簿類，労働関係帳簿類の整備について
完了届，会計検査時等に提出を求めることがありますので整備・保管をお願いします
- ・必要書類について不備があった場合で指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合は1ヶ月以内に補正を行うよう書面で求め，事業主等が期限までに補正を行わない場合，当該支給申請に係る助成金は支給しません。

⑭以下の要件に該当した場合には地域雇用開発助成金は支給されません。

- ・第1回は計画日から完了日、第2回は完了日の翌日から完了日の1年後の日、第3回は完了日から1年後の日の翌日から完了日の2年後の日までの間（支給要件判定期間）に雇用する被保険者を事業主都合により解雇等した場合。
- ・上記支給要件判定期間に全労働者の6%（その数が3人以下のときは3人）を超える割合で特定受給資格者となりうる理由で離職させた場合。
- ・労働保険料を滞納している場合
- ・悪質な不正行為により各種助成金の支給を受け，又は受けようとしたことにより，3年間の助成金の不支給措置がとられている場合。
- ・労働関係帳簿類・会計帳簿類の未整備、提出書類が揃わない場合。
- ・労働関係法令の違反により，助成金を支給することが適切でない認められる場合。
- ・雇用調整助成金等の計画書を提出した場合。
- ・暴力団関係事業所の事業主
- ・支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主

以上の項目①～⑭について了解しました。また上記以外の項目について疑義が生じた場合には、独自に判断せずに、鹿児島労働局へ問い合わせ致します。

平成 年 月 日

(事業主) _____ 印

(提出代行者・事務代理人)

_____ 印

※この確認書は，事業所で写しを保管し，原本を提出ください。

【助成金についてのお問い合わせ先】

鹿児島労働局 職業安定部
職業対策課 助成金係

TEL 099-219-8713

FAX 099-808-0016

(平成29年4月作成)